

岐阜市立女子短期大学附属図書館長規程細則

制定（昭和48年3月9日）

改正	昭和61年6月13日	平成元年10月20日
	平成3年7月12日	平成16年10月27日
	平成19年4月1日	平成26年3月31日
	平成30年3月28日	平成31年3月27日
	令和2年4月22日	令和3年3月31日
		令和4年2月24日

（趣旨）

第1条 この細則は、岐阜市立女子短期大学附属図書館長規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、岐阜市立女子短期大学の附属図書館長（以下「図書館長」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施計画の策定）

第2条 教授会は、規程第3条第1項各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、速やかに図書館長選挙の実施計画を策定しなければならない。

（委員会の委員の選出方法）

第3条 規程第12条第1項第1号に規定する図書館長候補者選考管理委員会（以下「委員会」という。）の委員の選挙の方法は、投票によって行い、あらかじめ准教授と講師の氏名が記載された図書館長候補者選考管理委員選出投票用紙（様式第1号）を用いて、投票欄に○の記号を3個記入することとし、これに合致しない投票は無効とする。

- 2 得票上位3名を当選とする。
- 3 規程第12条第6項に規定する委員選挙の次点者として、次点得票者1名を選出する。
- 4 前2項の当選又は選出において、同得票の場合は、くじにより当選又は選出するものとする。

（告示の場所）

第4条 委員会は、学内の所定の場所に告示を行う。

（選考権者の名簿）

第5条 規程第8条第1項に定める図書館長候補者選考者名簿（様式第2号）は、投票期日の7日前までに作成し、委員会において保管し、閲覧に供するものとする。

- 2 休職中の者とは、岐阜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年岐阜市条例4号）第12号に規定する病気休暇の承認を受けた者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定により休職の処分を受けた者をいう。
- 3 停職中の者とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定により停職の懲戒処分を受けた者をいう。

(図書館長候補者の名簿)

第6条 規程第9条に規定する図書館長候補者名簿(様式第3号)は、投票期日の7日前までに作成し、委員会において保管し、告示するものとする。

(異議の申立)

第7条 委員会の行う告示、管理及び運営並びに委員会が作成する名簿等に関し異議のあるときは、委員長に異議申立てをすることができる。

2 委員長は、異議申立てに応じ得ない場合には、その処置につき教授会の指示を求めるものとする。

(不在選考)

第8条 規程第16条に規定する不在選考は、委員長又は委員長の委任を受けた者から所定の投票用紙を受領した選考権者が、当該投票用紙を用いて委員会の指定する日時及び場所において投票することにより行う。

2 記入した投票用紙は、封じた上、これを自己の氏名を記載した不在投票用封筒(様式第4号)に入れて密封し、委員長又は委員長の委任を受けた者に預託するものとする。

3 前項の預託を受けた者は、投票日に不在選考投票用封筒に記載された氏名を選考権者名簿により確認した後、当該封筒内の投票用紙を投票箱に入れるものとする。

(投票)

第9条 規程第10条に規定する投票は、あらかじめ候補者の氏名が記載された図書館長候補者選考投票用紙(様式第5号)を用いて、投票しようとする候補者1人の投票欄に○の記号を1個記入した後、投票箱に入れる方式とする。

2 選考権者(第8条の規定により不在選考を行った者を除く。)は、投票日当日に、所定の投票所において、受付で選考権者であることの確認を受けてから、前項の投票用紙の交付を受ける。

(開票)

第10条 委員長は、投票時間が終了したときは、投票箱を閉鎖し、速やかに開票を行わなければならない。

2 委員長は、開票が終了したときは、投票結果を速やかに教授会に報告する。

(無効投票)

第11条 規程第10条に規定する投票において、投票が次の各号のいずれかに該当するなど所定の投票方法及び記入方法によらない場合は、当該投票を無効とする。

(1) 投票所で交付した投票用紙を用いないとき。

- (2) 投票欄以外の箇所に記号又は文字が記入されているとき。
- (3) 複数の投票欄にまたがって○の記号が1個記入されているとき。
- (4) 投票欄に○以外の記号又は文字が記入されているとき。
- (5) 投票欄に定められた数を超える○の記号が記入されているとき。
- (6) 投票欄が白紙であるとき。

(職務処理)

第12条 委員会の職務は、委員会の責任において、その一部を事務局に担当させることができる。

- 2 選考に関する記録は、すべて参考資料添付のうえ、これを委員会から教授会に提出し、事務局において保管するものとする。
- 3 この細則の実施上又は解釈上に疑義が生じた場合において、教授会が特に必要と認めるときは、教授会の議を経て定めるものとする。

附 則

- 1 この細則は、昭和48年3月9日から施行する。
- 2 現に図書館長である者は、昭和48年4月1日を持って再任されたものとする。

附 則

この細則は、昭和61年6月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成元年10月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成3年7月12日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年10月27日から施行する

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する
(経過措置)
- 2 この細則の施行の日前において、学生部長の職にあるものを副学長の職に充てるものとし、その任期は、平成27年3月31日までとする。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年3月27日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月22日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。